

Title	曾我物語は無稽の小説
Sub Title	
Author	中島, 竊(Nakajima, Sho)
Publisher	三田史学会
Publication year	1926
Jtitle	史学 Vol.5, No.1 (1926. 3) ,p.13- 35
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19260300-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

曾我物語は無稽の小説

曾我の祐成時致兄弟が、父の仇工藤一龍祐經を討ちたりしは、吾妻鏡にも見えて、慥に其事實ありし事論なけれど、世に其專書めきて傳はれる曾我物語は、果して其史實を誤無く傳へたりし者なりや否や、余大に疑無き能はず。由來軍記秘語の類は、大抵文飾誇張の言のみ多く、俄に信を置き難きを常とする者なれど、此は又其尤も甚しき者。余は謂はんとす、曾我物語に全く作り事無く傳へられしは、建久四年五月廿八日頼朝が富士の裾野の狩場にて、此兄弟が父の仇を復したりと言ふ一事のみと、而も其は此書に見ゆるが故に然云ふには非ずして、吾妻鏡に見ゆるが故にしか信ぜらるゝなり。余がかく言ふをば、世には必酷評なりと評する者もあらん、されど試に曾我物語を取りて、仔細に其事實を前後に涉り深く考へられよ。必ず余が此言の誣ひざるを悟り得るに至らん。其は先づ第一に此物語の主人公たる曾我兄弟等の年齢、第二に副主人公たる工藤祐經の年齢、第三に此人々に大關係ある頼朝の正室政子の方の年齢等、凡そ此書の内に見えたる人々の年齢には、一も信を置くに足る者なく、前後卅餘年にも涉りつら

んと思はるゝ事實に、曾て一の年號干支月日を記せる者無きは、尤も其浮きたる事なるを證して餘あり。たましく年號月日を記したる者あれば、前後矛盾支吾して、物語の筋に合はず。かゝる者を信ずべくば、世に信ずべからざる者は無きに至るべし。抑作者の本意は、所謂醉翁之意、不在酒也にて、復仇の史實に重を置きしに非ず、要は極樂淨土に人を誘ふべき善巧方便として、此一部の物語を借りたる者なれば、事實を信ずるは、信ずる者の愚。架空憑虚を骨と爲し、狂言綺語を衣と爲し、綴り出たる此一書、作者は誰やら知られねど、定て幾百年歎の後に生れたる博覽にして文筆ありし念佛宗の僧徒なるべし。年號干支に超越して、大抵事實の作り者なるも道理こそ。而るに世に之を説破する者無く、多くは之を史實視し、尤も史實を尊重して、一切狂言綺語を排斥せる大日本史すら、往々取て用て事實としたるは如何ぞや。山陽外史は文章家なり、歴史家に非ず。されば軍記物語を其儘に、漢譯して文を綴り、事實の如何に頓着無きも無理ならず。而るに史實を主として文章を主とせざる大日本史にして尙此の如し。豈笑ふ可らずや。然らば余が此一文を草するも、亦強ち無用の辯にも非ざるべし。

一、曾我兄弟の年齢

此兄弟の父河津三郎（物語に名を祐重と云へど、尊卑分脈には祐道とす）横死の時、物語に據れば、兄は五歳、弟は三歳、復讐の時、兄は二十二、弟は二十、其中間鎌倉に召されて誅せられんとせし時、兄は十一、弟は九歳、此年齢は流石に前後を通じて矛盾無ければ、誰しも不審を打たざる所なれども、

何ぞ知らん作者の作意は、既に此處に潛み居らんとは。そも此兄弟の年齢は、吾妻鏡にも見えず、其他の書にも記載無ければ、之を幾歳と語り做すとも、固より作者の自由にして、作者は作意の便利上かくは作り出されし者なるべし、大凡人の哀れは、孤兒となるより哀れなるは無く、其尤も哀れなるは、又尤も幼くして孤兒となれるに如くは無し、況して此は病死にてもあらず、無慙に人に殺されたるをやと、作者は五郎十郎が爲に、先づ諸人の憐を引き、同情の涙を催さしめんとして、かくは幼く作り做せる者にして、果して事實の年齢なりや否や、未必しも信ず可らず。余を以て之を觀れば、此は作者の腦漿を絞りたる所にして、確たる傳説ありての事ならず。然らば何とて兄を三歳、弟を當歳などとは言はざりしぞなど云ふ疑問も起りぬべし。されど言はざりしは、其實此兄弟には更に今一人の弟あり、父の仇打には何の關係も無かりしかど、此物語の内にも見えて御房と云へり。此僧此物語には蛇足なれど、史實には慥に此一人ありて、吾妻鏡に、又有五郎弟僧、父河津三郎天亡之後、當于五十六日所生也、而伊東九郎祐清妻收養之と明記せられて、動かす可らざる事實なれば、此兒を基準に、其兄を一歳置き、三歳、又其兄を同く一歳置き、五歳としたるにて、同物語の内に、北條時政の娘を、一は二十一、二、三は十九、十七と云へるも、是と同じき算法より割出したる年齢なり。世には一腹の兄弟に、かく一年置きに生るゝが多ければ、作者がかく作れるも一理あり。されど人は皆かく此割合にのみ生るゝ者に非ず。又男子女子入り雜りて生るゝ者なれば、河津は男子揃、北條は女子揃、何れも此割合にのみ生れたりと

は奇妙なり、されば余には此年齢を直に然りとは受取られず。何とならば別に證據も無けれども、此年齢に據りて事實を推せば、前後矛盾して、史實を離るゝ事甚だ遠ければなり。

今假に物語の年齢を眞として、河津横死の年を推せば、是歳御房生れ、御房十八歳の時、五郎十郎は仇を打ちたり、さて其歳は建久四年なる事、吾妻鏡に明文あれば、建久四年より上十八年、即ち高倉天皇の安元二年となる。されど其實作者は之を安元二年の事としたりとも思はれず。何とならば、物語の筋は、河津の妻は、河津横死の四十九日の佛事果てゝの翌朝御房を生みたるが、之を野山にも棄てゝ、百々日も過ぎば尼とならんと思ひ立ちしを、舅なる伊東祐親入道之を留め、人を遣りて一族なる曾我祐信の處に談合せしめ、やがて兄弟の子供を引連れて、祐信に再縁せしめ、又其子祐清を遣りて河津三郎を殺したる大見小藤太、八幡三郎兩人を殺さしめ、聊か自からの鬱憤を晴らしたるのみならず、曾我にも告げ遣りて、兄弟の母の歎をも慰め、かくて其後入道は大番勤仕の爲上洛し、三年を勤め上げて、歸り來て見れば、いつの程にか、其娘と頼朝の間に密事ありて、其兒は既に三歳となれり。さては平家に聞えて悪かりなんとて、遂に其兒を殺さしめ、其娘をば頼朝より引離し、江馬の小次郎に與へ、終ては頼朝をも厭はしく思ひなりて、殺さん事を謀りしかば、祐清私に其謀を漏して、頼朝を北條に逃がし遣り、さて年經て後、以仁王の令旨下りて、石橋山の旗揚となる。讀者は須らく知るべし其間に幾多の歲月を經たるべきを。若し果して物語の説く所の如くならば、其間に多くは十餘年、極て少くも五六年を

置かざるを得ず。而るに安元二年の翌年は、即ち治承元年にして、以仁王の令旨の關東に下りしは、治承四年四月なり。況して物語の文を事實とせば、伊豆の奥野の狩は、神無月の十日餘とありて、十月の中旬なり。大見八幡の兩人が河津を射留めたるは、七日附けねらひて、歸途に本意を遂げたるなれば、河津が横死は、安元二年十月廿日頃の事となる。さては年内残る所の日數七十日有るか無きかにて、御房が生れしは、是歲十二月十日前後に在り。かくて河津の妻の尼とならんと云ひ出しは、さる程に忌は八十日、産は三十日になりけり、百ヶ日に當らん時必ず尼になりぬへしとて、袈裟衣をぞ用意したりける」とあれば、翌年（即治承元年）正月十日頃の事にして、百ヶ日は其正月末か二月初かに當る。それを伊東入道聞付て、一面人を付けて尼とならぬ様引留め、又一面に人を曾我に走らして祐信に談合せしめ、祐信直に承知して、自から此母子を迎に來れりとは云へど、祐信輒く承知したりとも、子を棄ててまで尼とならんと、深く思ひ込みし女の、手の裏返す如く、忽ち初一念を翻へして、舅の光にのみ屈すべくも思はれず。されば曾我へ迎へ取らるゝ迄には、手をかへ品をかへて、伊東入道も説き勸めたるべく、縦令河津が妻はそれに餘儀なくされて、再縁すべくなれりとも、再縁に里方の口入無き者にも非れば、一應は妻の父なる土肥實平にも謀りたるべし。かゝる手數も有るなれば、狂言ならぬ限は、さばかり容易に事濟む者に非ず。されば曾我に迎へられしは三月にもなりつらん。今暫く事もなく曾我に引取られたりとせんも、尙大見八幡が事ありて、其は縦令伊豆國內の事にて、容易く討取りたりとせんも、

大見八幡も、國內に勢猛き伊東入道を敵に持ちたる者なれば、何の支度も無く手を束て死を待つ者にも非ざるべく、逃げ隠るゝか、さも無くば城を構ふるか、何れにもあれ、犬猫を捕て殺すが如くは、容易く討得ざるべし。かくて其を兎角して殺し得て、諸事々濟みて後入道大番に上りたりとせば、恐らく其は治承元年四月以後の事なるべし。さて大番三年勤て歸りたりとせば、入道が歸着は、勢、早くも治承四年春夏の間ならざるを得ず。然らざれば其間に、頼朝と其娘との間の兒の、三歳となるべき月日無し。若し之を事實とせば、頼朝が北條の寄人カ、リウドとなりし事實は全く失せ、やがて又其婿となりし事實も無くなりぬべく、頼朝は祐親が家にて以仁王の令旨を拜したる事ともなり、祐親が頼朝を殺さんとせしも、是が爲めの事ともなる。果してそれが史實に合ふべきか。之を要するに、物語の作者は、年號干支月日など全く胸中に置かぬなり。されば建久四年より前十八年は、安元二年なりや否やも知らず、安元二年より、頼朝が旗揚げせし年までには、幾年ありやなど云ふ念は一分一厘も無かりしかば。曾我兄弟の仇討を、父横死の後十八年の事とはしながらも、河津横死の年を安元二年とせしにもあらず、其間の史實何如に拘はらず、偏に此兄弟の年齢を幼くせんとして、一歳、三歳、五歳と作り做したる者なり。

抑頼朝が伊豆に流されし時、伊東北條の二人に預けられたりしは、平治物語にも見え、兩人の内伊東先づ預かりて、後北條氏に移りしは事實にして、廿一年が間、伊東の家にのみ居しには非ず。又頼朝伊東が娘に思を掛けて、大番の留守に千鶴御前を生せたりし事、源平盛衰記にも見えて、大抵是も事實な

るべし。されど其は治承頃の事にはあらず。吾妻鏡養和二年二月十五日に、武衛御座豆州之時、安元元年九月之比祐親法師欲誅武衛、九郎聞此事、潜告申間、武衛逃走湯山給とあり、武衛は頼朝なり、九郎は祐清なり。此史實に據れば、頼朝が伊東を去りしは、安元元年九月の事にして、伊東入道の大番果して事實ならば、是より更に前三年即ち承安二三年間の事とせざるを得ず、河津横死又其前に有りとせば、勢其は承安元二年頃と看做さざるを得ざるべし。果して然らば、河津横死の後五十ヶ日に生れたりといふ御房さへ、建久四年には、既に二十三歳なり、隨て十郎祐成二十二、五郎時致二十と云へるは全く嘘の皮なり。若し之を嘘の皮ならずとせば、安元二年十月に當る伊豆の奥野の狩は、頼朝伊東の家を走りて後の事なり、頼朝が流人としての憂さを慰めんとて、伊東が心盡しの催物と云へるは、出鱈目なり。嘘の皮か、出鱈目か、曾我物語は恐らく此の二つの者を兼て作り合せたる者なるべし。

史實は右の如くなれども、物語の作者は、初より年號干支月日など、一切念頭に置かぬ者なれば、筆は頗る自由にて、前後辻褄の合はぬなどいふ心使ひなく、悠々閑々と筆を行りて、伊東入道が大番に立の後に、「頼朝御志淺からで年月を送り給ふ程に、若君一人出來給ひにけり」又「かくて歳月を経るほどに、若君三歳になり給ふ春の頃、伊東京より大番勤めて下りしが、暫は知らざりけり、ある夕暮に花園に出ておはしければ、折節若君乳母に抱かれ、剪裁にあそび給ふ、祐親これを見て、かれは誰ぞと問ひけれども返事にも及ばず遁げにけり云々」、又頼朝北條が家に遁入りし後にも、「扱も北條四郎時政が許

へ入り給ひ、一向かれを打頼みて、年月をこそ送り給ひけれ」と云ひ、又「その後文の數重なりければ夜なく忍びて褻をば重ね給ひける、かくて年月を送り給ふほどに云々」など云ひ、安元二年以後治承四年迄、僅に四五年に過ぎざる事には氣も留めず、十年歎十五年歎位の心にて、悠揚迫らず大様に書き流せり。かゝる年月に超越したる記述が、果して史實にかばかりの價値ありや。

二、工藤祐經の年齢

祐經の年齢も、史上何等の記載なければ、何とも作者の勝手に作らるべき者にして、其父祐繼病死の時九歳なりし事のみは、祐經自身の申文の内に見えたれども、没年幾歳といふ事も見えざれば、此人の九歳は、建久四年より前幾年なりしか、俄に知る可らねば、其年齢は終に知るべからず。さて物語の筋に據れば。祐經の父祐繼は、伊東祐親の祖父寂心入道の後妻が連れて來し娘の私生兒なれど、其實は寂心入道の末子なり。入道老後に之を設けしから、頗る之を愛して、繼娘マユメの子ながら家督を譲り、祐親は正しく入道の嫡孫なりしかど、父早世の悲しさには、家督を譲られずして、別に河津庄に分家せしめられ、剩さへ祖父の命に因り、祐繼と兄弟の約を結ばしめられて、弟分となれり。祐親之を恨みて、祖父亡後は、伊東の家督を奪はんと欲したれば、常に祐繼と中好からず。終ては祐親潜に箱根の別當に頼みて咒詛せしめしかば、祐繼いつしか病づきて、遂に今はの際となりぬ。是時祐經は僅に九歳、未だ獨立ならぬ小兒なるに、更に死後を托すべきはかくしき者もなく、祐繼之を思煩ひ頻に歎き悲む折しも、

日頃見向もせぬ祐親、不思議に珍しく訪ひ來りしかば、祐繼大に嬉しく思ひたるにより、祐親甘言を以て之を欺きたり。祐繼欺かれて、日比の事をば打忘れ、之に死後の事を托し、祐經十五歳とならば、元服させて、祐親が女を合はせて夫婦とし、伊東の家督を相續せしむべく、所領の地券讓狀等をば、其妻に預けて、祐經成長の後之に與ふべく言ひ遺して、其身は遂にはかなくなりぬ。祐親は兼て謀りし事なれば、表面祐繼が遺言の如く取做す振して、寡婦孤兒を欺き終せ、祐經十五となれば、元服させて其女を嫁がせ、それと同時に京に上せて、武者所に住み込ませ、かくして祐經を伊豆より遠ざけ置き、遂に伊東の所領を盡く横領したり。祐經は若き心に、かゝる老黠手段を露知らず、武者所に入れられしも、老實なる舅の深き心入れと嬉しく思ひ、所領を奪はれしには氣も附かず、何心なく宮仕に怠無かりしに、廿五の歳、母の病死に因りて、地券讓狀を受取て、始て知りたる舅の腹の黒さ。さては我を京に遠ざけ置きて、所領を横取したる事の憎さよと、口惜く思ひて、態と手代を伊豆に下して、祐親に所領返還を請求せしむれば、久しく打棄てありし事とて、祐親が外に此地の領主あるべき様なしとはね返して、手代は空しく京へ逐返され、さらば公に訴狀を捧げて、祐親を京に召寄せ、檢非違使の裁斷を仰ぐべしとて、訴狀を捧ぐれば、敵は百戦の功の者、年來蓄へ置きし金銀を懐にして上京し、搦手より廻りて振蒔けば、地獄の沙汰も金次第、勝つべき公事は反て負けたる其上に、妻さへ引離されて取上られ、祐經憤憤に堪へず、再び申文を奉りて利運を祈りしかば、流石奉行も道理には勝ち難し、さりとて年來祐親

が我物として知行せる地を、今更引離して、盡く奪ひて祐經にも付けられず、結句喧嘩兩成敗として、各々半分の安堵狀を下さる。されば祐親は半領なりとも、伊東の所領を奪返したるを喜び、是も奉行所の御恩と、急ぎ本國に返りしかど、納まらぬは祐經の胸の内、憎き祐親の仕打、所領を半分取られ、妻をも取られ、やはか此儘になるべきかと、代々の家の子なりける大見八幡の兩人に言含め、内々祐親父子をねらはしめしに、幸か不幸か知らねども、奥野の狩の歸り途、窺寄て射落したるが、敵の片割河津の三郎、曾我兄弟の父にてぞありしと。以上は物語の大體の筋にして、之に據れば、祐經は廿五歳以後に於て始て、所領の争を起し、其後幾年かの後に於て、半領を取戻し、又幾年かの後に於て、河津三郎を射落したる事となり、此分にては當時祐經は三十歳を下る可らず。されど其廿五歳と云へるが最大疑問にて、頗る曖昧を極めたり。其は同物語の中に、再度申文を奉りたる事を説てかく云へり、「本券は箱の底に朽ちて、空しく年月を送る間、祐經鬱憤に住して、重ねて申狀を奉行所にさしぐ、その狀に曰く、

伊豆の國の住人伊東の工藤一郎平祐經謹んで言上、早く御裁許を蒙らんと欲する仔細の事（中略）こゝに祐繼一期限の病床に臨む刻、河津次郎日頃の意趣を忘れ、忽に訪來る、其時祐經は生年九歳なりき、叔父河津次郎に地券文書母ともに預置きて、八ヶ年の春秋を送る（中略）伊東次郎に賜るべきか、

また祐經に賜るべきか、相傳の道理に付いて、けんはうの訟裁を仰がんと欲す、仍て誠恐誠惶言上如件

仁安二年三月日

平

祐經

と書き添へ、公事所に此狀を披見ありて、さし當る道理に煩ひけるよと、人々寄合ひ内談評定するは、祐經が申狀、一として僻事なし、これは裁許せずば、けんはうに背きなん、また伊東實を上げて、萬事奉行を頼むといふ、然れども祐經は左右なく利運たる間、奉行所の私なり難ければ、安堵の狀二つ書き添へて大宮の令旨を添へ下さる。伊東は半分なりとも賜る所、奉行の御恩と喜びて本國へぞ下りける」とあり。一書を通して年號月日を書きたる所なき物語に、唯此一所のみ希有に仁安二年三月と見えたる、眞偽の程は何如はしけれど、恐らく是が此物語の作者の得たる曾我に對する唯一の古文書にて、作者は之を大事の者と思ひて掲げしなるべし。さて之を考ふるに、九歳より八ヶ年ならば、前後合て十六年なり。是ぞ母が病死の時にして、祐經が地券讓狀を受取りたる年なるべき。案者第一と云はれ思慮深き祐經、廿五歳迄所領を横取せられし事を知らずに居らん様無く、母も廿五歳になるまで讓狀を渡さぬ理も無かるべければ、廿五歳といふ事は、何に因りて云ひしか、其故を知らず。物語の作者は、物語の都合上廿五歳とはしたれども、其實其の十六歳の時は仁安二年にて、而も此狀は再度の申文にはあらで、初度の訴狀なるべし。其を作者は年號月日を念頭に置かぬ人なれば、前後矛盾の起り來るにも氣を留めず。再度の申文とし、地券讓狀を受取りたる時を、祐經廿五の年とせるなり。若し廿五の時始て所領を争ひ出し、其より年月經て、再度の申文を奉りしが、仁安二年ならば、其時年は三十以上ともなるべく、建久四年には、六十歳にも近かるべし。祐經が年齢さばかりとも思はれず。又物語の内、時致十四歳の正月、

箱根にて父の仇祐經を始めて見たりし事を説きて、箱王（時致幼名）と傍人との問答あり、「彼こそ御分達の
一門伊東の主、工藤左衛門尉祐經よ、御分の父河津殿とは從兄弟なり、御前さらぬ權者（キリセ）とぞ教へける
云々、この者はよき男にてありけるや、三十二三にぞなるらん、自が父に似たると問ふ、少しも似給は
ず、正しき兄弟さへ似たるは少し、況して從兄弟に似たるものはなし、年こそ河津殿の討たれ給ひし程
なれ、その人ましまさば、四十餘にてあるべし。」（傍人の答）と云へり。之を祐經と河津三郎との年齢
の差とせば、祐經は河津より八九歳の年少者にして、河津三郎横死の時を三十二三とせば、當然祐經其
時廿五歳以下なるべし。而るに祐經廿五歳にして、始て所領の横領せられしを知り、數ヶ年經て半領を
取返し、又數ヶ年を経て、河津三郎を討ちたりとせば、其時既に祐經は三十以上ならては協はず、河津
三郎は論なく四十に餘りぬべし。此の如くなるべきにも拘はらず、作者は年月を念頭に置かぬが故に、
十一年後の箱王十四歳の正月、祐經を三十二三と見、其父を生き居らば四十餘なるべしと云ふ、何たる
矛盾ぞや。箱王三歳の時に父を討たれ、十一年後の祐經を猶三十二三と見しは、箱王が僻目か、傍人の
其父を四十餘と云へるは、又うろ覚えか。之を要するに、作者は物語の便利上、祐經の年齢をば、筆の
尖にて自由に、多くもし少くもし、定まらざる年紀無きにて、少しも信を置くに足る者なし。是決して
探る可からざるなり。

抑此祐經の年齢は、多きが真か、少きが真か、史傳に何等の明文無ければ、何とも言ひ難けれど、余

を以て之を察するに、仁安二年の申文に云へる所其儘が眞に近かるべく、此申文は果して當時の舊物なりや否や、今俄に保し難きも、少くも物語作者の作り出したる者に非ず。恐らく曾我の史料は當時既に得難くして絶無僅有の者なりしから、作者も之を尊重して、物語の筋にはいさゝか矛盾する所もあれど、其儘之を取入れ載せしにて、さてこそ此申文にのみ年號年月の記されたるなる可けれ。されば作者も成るべく牴觸を避けて、務て其言に屈從したる形迹あり。何とならば、此申文中に八ヶ年の春秋を送るの一語、如何に解き做すとも、父の今はに地券讓狀を預けたる時より八ヶ年といふより外に、解釋の途無きを、さては廿五歳の時母死して、地券讓狀を受取りたりと云ふに合ひ難ければ、流石年月など胸中に置かぬ作者も、是にはほと／＼苦しみけん、前後しどろもどろの筆つきにて、一度は「祐經これを披見して、こはいかに、伊豆の伊東といふ所は、祖父入道寂心より父伊東武者祐繼まで、三代相傳の知行なるを、何によつて叔父河津次郎相續して、この八ヶ年の間知行しける」と書き、いつより八ヶ年といふ事は不明なれど、兎角八ヶ年といふ事をば、猶失はぬ事とせり。されど此八ヶ年といふ事、頗る浮きたる書き振にして、父死してより八ヶ年ならば、固より正解なれど、物語の上は祐經廿五歳讓狀受取ての時の語なれば、さは中々に云ひ難く、京に上りてよりの事ならば、十五にして京に上りて、今は廿五歳、十一年を過ぎたれば、八ヶ年と云はるべくもあらず、されば又曖昧に「いかにも此所を祐親配領せんと多年心に懸け、既に十餘年知行の所なり」と、祐親に云はせあり。祐經廿五歳の日は、其父死し

てより十七年、京に上りてよりは十一年、八ヶ年といふ數字は何れよりも見出し兼ねたれば、かく兩様に云へるなり、されど兎角八ヶ年と云ふ事は、申文の内に見えて、打消し難ければ、更に半領安堵の裁決を受けたる後の祐經が怨言として、又「十五より本所にまゐり、日夜宮仕をいたし、今年八ヶ年かとお覺ゆるに、重ねて御恩こそ蒙らざらめ、先祖の所領を半分召さるゝ事、そも何事ぞ」とあり。十五より八ヶ年ならば、二十二歳ならずや。而るに讓狀を受けたる時を二十五歳とし、其上此は再度申文の後の事なり、物語の上よりは、十四五年かと覺ゆるにとも云ひたきに、如何に祐經訴訟に勝たて、頭腦朦朧となりしかは知らず、自身の事に、八ヶ年かと覺ゆるになど、七八年も間違ふる事もあるまじ。畢竟作者は之を曖昧に附せんとして、特にかの疑問詞を添へて、おぼめかしたる處、苦衷察するに餘あり、されば余は一切を排除して、申文に見ゆるが如く、祐經九歳の時父を失ひ、其より八ヶ年、十六歳の時讓狀を受け取り、始て公事となりしとす。是歲仁安二年なれば、建久四年には祐經四十二歳なり。此推定は恐らく中らずと雖、遠からずの程度なるべし。

かく考ふる時は、仁安二年は、頼朝が伊東を去りたる安元元年の前九年に當り、其間に祐經が再度の訴訟もあるべく、半領を奪はれ妻をも取上げられたる口惜しさに、數年を付けねらひて、河津を討ちたる月日もあるべく、將又祐親入道が大番三年、頼朝私通の子が三歳となるにも異論起らざるべし。されば祐經が半領安堵の裁許を受けたるは、仁安嘉應の間に在るべく、祐經が尙二十に満たざる年の頃なる

べし、仁安は六條天皇の御代にて、同三年に御讓位あり、其翌年を高倉天皇の嘉應元年とす。嘉應三年改元ありて、承安元年となり、承安は五年に改元ありて、又安元元年となる。されば伊豆の奥野の狩を、承安元年十月の事とし、伊東入道の大番上洛を、承安二年中の事とせば、安元元年に、伊東歸國し、頼朝の子の三歳となるにも協ひぬべし。是より年月を縮めなば、伊東の留守中に生れし兒の三歳となるべき餘地あるべくもあらず。さるを物語の作者には、一向數理の感念無ければ、建久四年より上十八年以後に於て、一切の事を記述せんとす、事理に協はざるは其處なり。かゝる誤れる感念の下に於ける記述を眞に受けて、史實なりとせんとする人の心こそ可笑けれ。

三、頼朝の夫人政子の年齢

「さてもかの時政と申すは、平家の末葉といへども、系圖遠くなりぬれば、遠國に住みけれども、國一番の大名なり。彼に女三人あり、一人は先腹にて二十一なり、二三は當腹にて、十九十七にぞなりにける」とは、曾我物語の一節にて、此二十一と云はれし娘こそ、後に所謂る尼將軍、頼朝の正室政子の方なれ。作者は知りしか、知らざりしか、必要ならねば云はざりしかは、知らねども、北條時政は、男の子は少かりしかど（太郎次郎は天死したるなるべし、名無し、三郎宗時、四郎義時、五郎は即ち曾我五郎時致にて、烏帽子兒なり）女子は頗る多く、凡て十一人にて、先妻腹あり、後妻腹あり、嫡腹あり、庶腹あり、後妻も亦一人にはある可らず、されば政子一人先腹にて、二三は當腹といふ事も受けられず。

よし其はさる事ありとも、先妻後妻の別あらんに、一腹の曾我兄弟の割合に、二十一、十九、十七となるべくも思はれず。是皆作り物語の常にて、事實めかぬ記述なり。されど今は其をば深く咎むまじきが、曾我兄弟や、祐經は、史上に年齢の明文なき者共なれば、如何に云ふとも可なれども、流石政子は尼將軍とも云はるゝ人なり、吾妻鏡に其享年の明記ありて、嘉祿元年十一月薨の、年六十九なり。されば保元二年の生にて、其二十一は治承元年に當れり。今此事實に因て、曾我物語の事實に合せ考へなば、河津三郎の殺されしは、建久四年より十八年の前、即ち安元二年十月にて、其翌年こそ即ち治承元年なれ。さては伊東入道が上洛も是歳にあるべく、頼朝が其留守中に其女に通ひたるも是歳にあるべく、今又政子に通ひ初めしも是歳にありと云はゞ、人果して之を信ずべきか。曾我物語は明にさは言はざれども、曾我兄弟や政子の年齢より推せば、此の如き結論に至る。況んや其は伊東入道が大番三年勤め上げて歸りたる後の事なるをや。物語の作者に數理感念なき、此に至りて極れり。之を信ずる者は、此作者と同じく數理感念なき人ならでは能はず。されば河津三郎の横死は、建久四年より前十八年の事ならずして、曾我兄弟の年齢は、決して曾我物語に記するが如き者ならざる事明に、工藤祐經が年齢は、物語自身が前後矛盾して信ぜられず、政子の年齢に至ては、更に史實を無視せる者なり。

頼朝が伊東を去りしは、前に引ける吾妻鏡の文にて明らか、其歲安元々々年九月なり。是時政子の年齢は十九歳なるべし。伊東を去りたる上は、北條に寄りたる事は知らるれど、伊東入道に辛き目見せら

れし頼朝、北條に寄りたりとて、直ちに同じ事を繰り返すべきにも非れば、今年位はさて過しもしつらんが、頼朝十三ノ年、伊豆國ニ流サレテ、二十餘年ノ久シキ世ヲ過シ、ニ、男ノ意ノ慰ム物ハ、女ニ過タルモノハナシ、中將モサコソ思給ラメ」源平盛衰記とて、敵の大將重衡中將に同情して、千手伊王の二美人を送り遣りたる程の風流將軍なれば、二年餘も忍ぶ事は如何あるべき、されば政子に云ひ寄りしは、政子が十九の冬ならずは、必ず二十の春などにやあらん、源平盛衰記などには、案外此邊淡白に記されて「其後北條四郎時政を相憑て過給ける程に、又彼か娘に儷に嫁てけり」とのみて見えて、兎角の事なし。

妹娘に艶書を贈りしもの、姉娘の夢を買ふの、何くれのと云ふ事は、皆物語作者の筆尖より出てたる所謂狂言綺語にして、小説家の常の習なり。而るに大日本史の作者は、常に狂言綺語を排斥しながら、何如にしけん曾我物語の狂言綺語にばかりは釣り込まれて、其烈女傳なる源頼朝妻北條氏の傳に、さも誠らしく彼の夢物語も、政子の年二十一も、物語其儘を載せられて、何等の疑しさをも注せず。知らず大日本史の作者は、頼朝をば治承元年に伊東を追はれしと思へるか、北條に憑りて三年にして始て政子に通ひたりと思へるか。實はさばかり深き考へもなく、ふと曾我物語に釣り込まれて、思はず知らず書ける文なるべし。然らずんば大日本史の作者も、亦曾我物語の作者と同病なる者なるべし。

大日本史の作者は、頗る事實を精撰して、容易に筆を下さざる慎重さなれど、又往々にして慎重を缺きたる處あり。政子に關連したる其女大姫の事にても、頗る疑問あり。其將軍傳中源頼朝に、二女、

長適志水冠者義高、又烈女傳中源義高妻源氏に、征夷將軍賴朝女也、義高質於鎌倉時、賴朝妻之と見えて、大姫は誰の腹とも記載なけれど、吾妻鏡の前後の文など照し合はするに、正室政子の所出なりしは疑無きなり。而るに政子の二十一歳なる治承元年より、清水冠者義高が、木曾より質子となりて鎌倉に來れる壽永二年まで、若干の年を経たりと思へるか。其間僅に七年に過ぎざるに非ずや。人の妻なるべき女子のあるべき様なし。されば大姫は志水冠者の鎌倉に來し時、多くも六歳に過ぐ可らず、其翌年五月義高殺されて、大姫痛くむづかり、賴朝其處置に窮して、罪を義高を殺せし者に歸し、之を誅して其心を慰めたるは、事實なるが、其時僅に七歳とせば、餘りに可笑しき事ならずや。印度には七歳の寡婦もありとか聞けど、我國などにはあるべくも思はれず。されば賴朝大姫を義高に與へたりとも、其は許嫁にこそあれ、實事はまゝ事相手に過ぎずして、大姫まゝ事相手を失ひて、むづかりたりとて、大日本史が烈女傳の一部を割て、眞顔に書く價值何處にありや。想ふに是も大日本史の作者は、其邊に何等の思慮も無く、大姫をば多くは十五六、少くも十三四位の積りにて、書きたるものなるべし。されど政子の始て賴朝に逢ひしを、二十一歳とせば、其後に生れたる大姫は、此の如くならざるを得ず。是皆大日本史の作者が、曾我物語の狂言綺語に釣り込まれし結果なり。

但大姫の事は、實際に於て疑問なり。源平盛衰記には、一切見えざれど、長門本平家物語にのみ「サレ呈ニ左々木兄弟、十七日未刻許ニ、北條エ到着、兵衛佐裕ノ小袖ニ藍摺ノ小袴計ニテ、烏帽子押入テ

姫君ノ二計ニヤマシマシケンヲ、傍ニ居奉リテ、是ガ末ヨト見給テ、餘ニ嬉ゲニ思シテ云々」と云ふ文あり。此は治承四年八月の事にて、姫君の二つばかりと云へるは、果して誰なりや、詳ならねど、恐らく大姫の外はあるべからず。さらば大姫は治承三年頃に生れたるか。若しさもあらば、政子二十一歳以後に生れたりといふべし。さては年齢益々少くなりて、義高が殺されたりし時僅に六歳、夫を思ふの戀ふのと云ふ年頃に非ず。吾妻鏡の記載は誇張に過ぎたるか。果して然らば大日本史の烈女傳中義高妻源氏の一傳は、益々抹殺せらるべき者にして、頼朝傳の末に、二女、長許嫁志水冠者義高云々と、義高との婚約を守りて、終身人に嫁せさりしを云へば、事足るなり。而るに頼朝妻之と云ひ、適志水冠者義高と、大日本史の全く成人の例を以て之を書けるは、六七歳の小兒と視ざりしが故なり。又吾妻鏡の記載より推せば、大姫は決して五六歳の小兒には非ず。義高の身に拘はると聞きて、内々落し遣る工夫を考ふるなど、中々義高よりは年嵩なりげなり。其は侍女等の入れ智恵もあるべきも、兎角すべてに於て五六歳の小兒とは思はれず、義高殺されし時十二歳、大姫は少くも其より二三歳多かるべし。當時の貴族は早婚にて、十一歳よりは婚嫁の例なきに非ざるも、大抵夫幼少なる時は、妻の年を多くし、十一歳の夫に、十八九の妻の配するもあり、甚たしきは二十以上の妻なるもあり、されど決して十一歳の夫に、十一以下の妻之に配せし例なし。志水冠者の鎌倉に來りしも、其原因は冠者が十一歳となりて、婚嫁の事より、甲斐の武田五郎に讒言せられしに始まり、遂に頼朝の婿となるに至れる者なれば、頼朝之を

迎へ取り、單に許嫁といふのみには非ず、實事に大姫を配したる者なるべく思はるれば、大姫の年齢若干といふ事は確言出來ねど、事例より推せば、志水冠者より年嵩なりし事、疑ふ可らず、且つ吾妻鏡は實録なり、平家物語は實録に非ず、況んや平家も長門本にのみ見ゆる者なれば、之を取て直に實録を破るべきに非ず、旁々大姫當時の年を五六歳とは視難かるべし。隨て政子の年二十一は事情に於て信ぜられず。大日本史の作者が、烈女傳を作る時、政子大姫兩人の傳に、かゝる矛盾の起るべきを知らず、漫然會我物語を取りて、政子に二十一と云ひ、何等疑を存せざりしは、全く會我物語の狂言綺語に魅せられし者と謂つべし。さて尙疑問として殘るは、頼朝の伊東を去りしは、安元々年九月なり、前にも既に云へる如く、政子との密事は、此冬若くは翌年の春とせんも、僅に一二年早くなるのみにて、大姫の年齢一二歳長ずるのみ、猶實事の婚嫁の年輩にはならず。是に於て余は最後の一説あれども、餘りに横道に走りて、本問題に遠く離るゝ事となれば、暫く其は疑問として存し置き、一切省きて此には贅せず。

以上説く所の如くなれば、會我物語の根柢たる人々の年齢さへ、悉く作り物にて、一も信ずべき者なく、語る所の事實は、一切年號干支月日を超越して、殆ど捕捉すべき者なし、其浮きなる物語なる事知るべきなり。されば作者は、悪く言へば、數理感念なき坊主、よく言へば、區々として年月日を逐ふを屑とせざる宗教家にて、其説かんとする所は、始より會我兄弟を目的とするに非ず。面白うてやがて悲しき鵜舟哉、物語を面白可笑く作り做して、人を其面白味に釣り込みて、やがて哀れを感ぜしめ、思は

ず知らず南無阿彌陀佛と唱へしめんとするが本意にて、曾我兄弟を始め、祐經政子の年齢若干、事實の眞偽何如など、固より問ふ所に非ず。而るに其を悟らぬ讀者の、此兄弟の五つや三つの幼さに父を殺され、剩さへ御房は父の顔をも見ず、見られず、心強き母に尼になるとて、野山の末にも棄てられんとせし哀れさ、情無さ、其の哀れさ情無さが、骨身にこたへ、やがて肝魂にも染み入りて、此仇打たて置くべきかと、兄弟心一つに思ひ成りしも無理ならず、それに祐經か面憎さ、卑怯さ、主人に讒言までして、身を庇はんとし、十一九つの小兒をさへ、むごたらしくも、既の事首打たせんとしたる腹黒さ、少しもそれにわるびれざりし兄弟のけなげさ、いぢらしさ、それを又助けん救はんと、中に立ちし鎌倉武士の心行きのうつくしさ、中にも畠山重忠が、君の威光にも畏れず、正義の爲、弱者の爲、自分の一身を賭けて申開きたる立派さ、雄々しさ、此兄弟が仇打ち遂げし時の快さ、嬉しさ、さぞありけん、かくやありけん、十郎が十番斬の強さ、五郎が御所に打入りし時の勇ましさ、遂に斬られし哀れさ、悲しさ、之を聞きけん母や姉の歎、何如はかりありけん、虎も少將も消え入絶入り泣きたりけんなど、評し合ひ語り合する事ともならば、此は作者の大成功、全く作者の魔術にかゝりて、睡眠郷にさまよへる輩、芝居狂言に涙を落すの徒、與に史實を談るに足らざるなり。大日本史の作者も、ちと此輩に近からずや。

さては又奥野の狩場の相撲、畠山重忠御所の諫言、和田義盛が祐成との盃論、朝比奈三郎曾我五郎の草摺曳、是等は何れも劇として小説としては面白く、げに千金の價あり。されど事實としては、講釋師

見て來た様な嘘をつきの一句に、評し盡さるべく、恐らく一文の價ある者に非ず。奥野の狩は、頼朝が流浪の憂さを慰めん爲との觸込なれど、一言半句も、佐殿の所在を認めず。さばかり豆相の大名小名、寄りてたかりて奉公せし頼朝ならば、何とて僅に二三年の後には、北條土肥三浦の外は、皆鏃を揃へて弓を挽けん、是第一の矛盾なり、されば狩場の事も、史實に於ては疑はし。又一萬(祐成幼名)十一、管王九歳の時、頼朝之を斬らんとして、景季始め、義盛朝綱常胤の面々、何れも之を救はんと諫言せしには、耳をも借さて、「伊東入道に情無く當られし事を、聞きも及びぬらん、三歳の若を失はれ、剩さへ女房まで取返されて、歎の上に耻を見、其上由井の洞にて、頼朝を討たんとせし怨の條々、譬へてやる方なし」といへる、一通りは聞えなれども、此怨の條々は、曾我兄弟の知る事ならず。其上彼等の祖父伊東入道の降人となりて出て、壻の三浦義澄に預けられし時、頼朝は之を何如に扱ひしぞ。寛仁大度の器量を示し、宥免沙汰もあらんとせしに、入道さすが昔氣質の武士なれば、今更何の面目ありて佐殿に見ゆべきとて、自害してこそ果たりけれ。其時の事を録して、吾妻鏡^{養和二年二月十五日}はかく云へり、義澄參門前、以堀藤次親家、申祐親法師自殺之由、武衛且歎感給、仍召伊東九郎、父入道其過雖[○]惟重[○]猶欲[○]有[○]宥[○]沙汰[○]之處、令[○]自殺[○]畢、後悔無[○]益[○]食[○]臍[○]と、さては頼朝は、此恨重なる入道其人をさへ、其罪を宥さんとして、其自殺を口惜しがれり。遺恨是時早く既に帳消しとなれり。今更何とて數年の後に、何も知らぬ孫なる小兒に債務をば負はずべき。而るに猶何人の諫をも聽かず、必ず斬て棄てんといふは、何たる矛盾

ぞ。頼朝はかゝる見易き事理本末に通ぜざる愚將にてはあらざりき。大日本史は此をも信じたりげにて、伊東祐親傳に、頼朝欲收二子斬之、畠山重忠等營救獲免と云へり。されど此は唯偏に曾我物語に據りたるまでにて、他に確證ありしに非ざれば、余は祐經其人の正邪は知らず、此一事は絶無の事なりとして、曾我物語を信ぜぬ者なり。若し夫れ義盛が十郎祐成との盃論に至りては、年甲斐も無き愚しさ、當年四十七歳なる白髪頭の義盛が、十八歳の子息を前に、二十二歳の青年と、遊女の達引、あるべき事歟、あるまじき事歟、而も罷り間違へば、血の雨も降り兼ねまじき勢、武士の意氣地は、立て所あるべし、外聞悪しき事ならずや。而も是が又曾我兄弟に同情厚かりし和田一門より出てたりとは、諧謔も程こそあれ、作者の人を愚弄する、此に至りては寧ろ罪深し。三郎五郎の草摺曳、げに見物なるべし、劇としてならば、看容を酔はしむべく、棧敷も崩るばかりならん、されど是等は根本既に史實を失へるもの、無稽の談と云ふべきなり。

中 島 竦